



人の世に熱あれ 人間に光りあれ!!

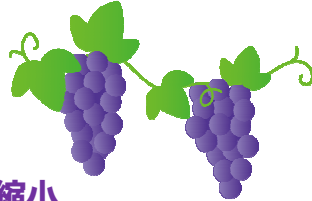
発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

人権相談員便り [結び]

あなたの人権は保障されていますか？ 一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

**敬老の日、高齢化率25%を超え、超高齢社会へ！
長寿社会を孤立ではなく共生社会にするために**

介護保険制度が こんなに変わる!!



◆利用者負担増とサービス縮小

9月15日「敬老の日」、新聞各紙は65歳以上の高齢者人口が3296万人、総人口の25.9%、4人に一人が高齢者である超高齢社会を迎えたと報じました。ところが、長寿社会の到来を手放しでは喜べない状況があることも事実です。

去る6月18日、国会で介護保険や地域医療体制を見直す「地域医療・介護確保法」が成立しました。介護保険制度については、「2015年度以降、低所得の人の保険料自己負担分を軽減する一方、一定の所得のある人は1割の自己負担を2割に上げる。サービス面では、介護の必要度が比較的低い『要支援』の人への訪問介護とデイサービスを3年かけて介護保険から外して市町村事業に移す。また、入居を希望する待機者が約52万人といわれる特養ホームは、新たな入居者は原則『要介護3』以上に限る」と、利用者への負担増とサービス縮小の厳しい中身になっています。

厚生労働省によると、高齢化がピークを迎える2025年には介護給付費が現在の9兆円から21兆円に膨らみ、平均保険料負担も現在月額4972円が8200円になると推定され、放置すれば制度が破たんしかねないというのが最大の理由。

「介護が必要になっても、自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるのか」という視点からみると、さまざまな問題が浮かび上がってきます。まず、いつまでも健康で過ごすこと。そのためには、本人の心がけのみならず、心身ともに健康状

態を維持する健康教室やサロンなどの交流の場づくりが求められます。

「要支援」の人たちが介護度を上げないようにあるいは現状維持をはかれるようにどのようなサービスメニューを作り出すか。担い手の確保をどうするか。市町村事業への移行の狙いは「NPOやボランティアを活用し、地域に合ったサービス提供で、無駄を減らし給付費の伸びを抑える」ことです。そうすると、市町村の財政規模、やる気、社会資源の多寡によって、相当な地域間格差が生まれます。すでに、「財政が厳しいので、ボランティアに頼らざるを得ないが、市内にほとんどなく、マンパワー確保の見通しが立たない」という地方自治体の声が上がっています。

厚労省は、安上がりにするために「ボランティアやNPOの活用を」と市町村に丸投げしますが、はたして介護予防の本来の目的が達成できるのでしょうか。ホームヘルパーによる家事援助などの生活支援サービスは、本人の意欲を引き出し自立支援に向けての専門的サービスとして、介護予防と認知症の早期発見などにつながります。安直な市町村事業への移行がサービスの質の低下をもたらし、介護予防どころか介護の重度化により給付費の増大を招くのではないかと危惧されます。

いよいよもって、地域でいきいきと生きるために、介護問題の解決のために、「老いても障害があってもだれもが安心して暮らせるまちづくり」を行政等にまかせるのではなく、私たち自身が声を上げ参画していかなくは実現できません。

安穩としていられない長寿社会。孤立や引きこもりではなく共生社会を私たちの身近な所から創り出していきましょう。

国連委員会、ヘイトスピーチなど 人種差別を助長する行為の禁止 など、日本政府への勧告相次ぐ!!

前号で、7月15、16日の両日にわたって国連の自由権規約委員会による日本の人権状況を審査し、24日には日本政府への勧告が行われるとお知らせしました。

7月24日に出された勧告のうち、ヘイトスピーチ（差別扇動）に関するものを下記に掲載します。ヘイトスピーチが野放しにされている日本の現状に対して懸念を表明し、政府に対してヘイトスピーチなど人種差別を助長する行為の禁止を勧告し、刑事捜査・刑事罰を含めてあらゆる必要な措置を取るよう求めています。

また、8月29日には、国連の人種差別撤廃委員会がヘイトスピーチを行った個人や団体に対して「捜査を行い、必要な場合には起訴すべきだ」と日本政府に勧告しました。

毎日新聞によると、インターネットを含むメディアでのヘイトスピーチについても適切な措置をとることを要請。人種差別の禁止に向けて、「特定もしくは包括的な法整備」の実現を求めた。差別的な街宣デモなどへの

断固とした対応や、教育の充実などによる差別防止も勧告した。またヘイトスピーチを行った公職者や政治家に対しての制裁も促した。日本は人種差別撤廃条約に加盟するが、ヘイトスピーチの法規制を求める4条は「表現の自由」を理由に留保している。委員会はこの留保の撤回も求めた。欧州ではヘイトスピーチを法律で規制している国が多い。一以上のように報じています。

◆東京都が、「人権施策推進指針」の見直しへ

このような状況下、東京都は「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、東京を世界一の都市とするためには、すべての人が互いに認め合う人権尊重の理念の浸透と多文化共生社会の推進に向けた取組を充実していく必要がある」として、「人権施策推進指針」の見直しに向けて助言・提言を行う有識者懇談会を設置。すでに7月25日に第一回目を開催しています。

「見直しの方向性」として、「国際都市東京に相応しい人権施策の充実が必要」との認識で、①国内だけでなく国際情勢を踏まえた基本理念を示す。②新たな人権課題を追加し、課題ごとに最新状況を盛り込む。③民間団体、自治体、国と連携した取組みの強化を打ち出しており、注視しましょう。

国連自由権規約委員会の日本政府への勧告（7月24日）

（一般財団法人アジア・太平洋人権情報センター：翻訳、抜粋引用）

ヘイトスピーチと人種差別

12.（自由権規約）委員会は、コリアン、中国人または部落民などのマイノリティ集団の構成員に対する憎悪と差別を扇動している広範囲におよぶ人種主義的言論、および刑法と民法で付与されているこれらの行為からの保護の不十分さに対して懸念を表明する。委員会は、許可されて行われる過激論者による示威行動の多さ、外国人生徒・学生をはじめとするマイノリティに対するハラスメントと暴力、民間施設における「ジャパニーズ・オンリー」などのサインを公然と掲示することにも、懸念を表明する（2条・19条・20条・27条）。

国は、差別、敵意または暴力の扇動となる、人種的優越または憎悪を唱道するすべての宣伝を禁止すべきであり、またそのような宣伝の流布を意図した示威行動を禁止すべきである。締約国は、人種主義に反対する意識啓発キャンペーンのために十分な資源の配分を行うとともに、裁判官、検察官、警察官が憎悪および人種的動機に基づく犯罪を発見する訓練を受けることを確保するために一層努力すべきである。締約国は、人種主義的攻撃を防止するために、また容疑者が徹底的に捜査され、起訴され、有罪判決を受けた場合には適当な制裁により処罰されることを確保するために、あらゆる必要な措置をもとるべきである。